母子家庭・父子家庭等のお子さんのために

児童扶養手当のしおり

１　児童扶養手当って何？

父母の離婚、父母の死亡等により、父親・母親と生計を同じくしていない場合や、父又は母に一定の障害がある場合に支給し、児童を育成する家庭の生活安定と自立促進に寄与し、児童福祉の増進を図るための制度です。

２　どんな人がもらえるの？

日本国内に住所があり、次のいずれかに該当する１８歳に達した年度末まで（中度以上の障害を有する児童は２０歳未満）の児童を監護している母又は監護しかつ生計を同じくしている父、または父母に代わって児童を養育している人で、市が認定した人に児童扶養手当が支給されます。

（１）父母が婚姻を解消した児童
（２）父又は母が死亡した児童
（３）父又は母が政令に定める障害の状態にある児童
（４）父又は母の生死が明らかでない児童
（５）父又は母から引き続き１年以上遺棄されている児童
（６）父又は母が裁判所からの DV 保護命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
（７）父又は母が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童
（８）母が婚姻によらないで懐胎した児童
（９）母が児童を懐胎した当時の事実が不明である児童（棄児・孤児等）

ただし、次のいずれかに該当するときは、手当は支給されません。

（１）児童が児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき
（２）児童が母又は父の配偶者（内縁関係・事実婚も含む）に養育されているとき

３　いくらもらえるの？

申請者本人の所得と扶養義務者（がいる場合）の所得及び税法上の扶養親族の数により異なります。《扶養義務者…生計を同一にしている（同居している）申請者の父母、祖父母、そう祖父母、子、孫、ひ孫、兄弟姉妹などの３親等以内の直系血族》

（１）所得制限限度額　　（単位：円）

扶養親族等の数	本人		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	**490，000**	**1，920，000**	**2，360，000**
1人	**870，000**	**2，300，000**	**2，740，000**
2人	**1，250，000**	**2，680，000**	**3，120，000**
3人	**1，630，000**	**3，060，000**	**3，500，000**
4人	**2，010，000**	**3，440，000**	**3，880，000**
5人	**2，390，000**	**3，820，000**	**4，260，000**

（手当額決定のための所得額＝総所得額（地方税法に定める総所得金額等）
＋養育費の８０％（１円未満四捨五入）－８万円－（該当すれば）その他の所得控除）

（２）手当額

全 部 支 給	一 部 支 給
44，140円	**44，130円～10，410円　所得に応じて10円単位で設定** **手当額＝44，130円－（所得額－所得制限限度額）** **×0．0235804（係数）**
第2子加算 **10，420円**	**10，410円～5，210円　所得に応じて10円単位で設定** **手当額＝　10，410円－（所得額－所得制限限度額）** **×0．0036364（係数）**
第3子以降加算 **6，250円**	**6，240円～3，130円　所得に応じて10円単位で設定** **手当額＝　6，240円－（所得額－所得制限限度額）** **×0．0021748（係数）**

４　いつからもらえるの？

手当の支給は、**認定請求をした日の属する月の翌月分から始まり、支給される事由が消滅した日の属する月で終わり**ます。認定されると、**奇数月に前2か月分を指定金融機関への口座振込**により、次のとおり支払われます。

支払月	支払内容
１月	前年１１，１２月分
３月	１，２月分
５月	３，４月分
７月	５，６月分
９月	７，８月分
１１月	９，１０月分

※支払日は１１日ですが、土・日・祝日にあたる場合は、その直前の平日に支払います。

本人または児童が公的年金給付等を受給できる場合

これまで、障害基礎年金等(※[1])を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和３年３月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

(※[1]) 国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。

なお、障害基礎年金以外の公的年金等を受給している方は、今回の改正後も調整する公的年金等の範囲に変更はないので、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合は、その**差額分**が支給されます。

※公的年金給付等・・・遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償　など

５　どうしたら手当をもらえるの？

市役所 子育て支援課 手当医療係 または 各総合支所 総合窓口係に次の書類を添えて申請手続きを行ってください。

（１）**戸籍全部事項証明書(または戸籍謄本、外国人の方は登録済証明書)**

児童が申請者の戸籍に記載されている場合は、申請者の戸籍全部事項証明書。

ただし、児童が申請者の戸籍に記載されていない場合は、児童の分も必要。

（２）**年金手帳・基礎年金番号通知書等、年金の加入状況の分かるもの**

（３）**申請者本人の名義の通帳**

（４）**申請者及び児童のマイナンバーがわかるもの**

（５）（申請者または児童が公的年金等を受給している場合）

公的年金給付等受給証明書（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書により受給状況を確認できる場合は不要）

（６）**その他**

養育費の取り決め書やその受領状況を確認できるもの、生計を別にしている証明書類、その他必要書類

※（２）（３）は後日提出でもかまいません。

※法律の定めにより、受給資格を判断する際に、申請者と生計を同一にしている(同居している、世帯分離している方も含む)扶養義務者(※)がいる場合は、その方達の居住状況や所得課税状況を確認する必要があります。公簿等によりこちらで確認いたしますので、ご了承ください。

※扶養義務者とは…申請者の父母、祖父母、そう祖父母、子、孫、ひ孫、兄弟姉妹などの3親等以内の直系血族

６　どんな時に届け出が必要なの？

手当を受けている方は次のような場合には必ず届出をしなければなりません。

支給要件に変更があった場合	児童に増減があった場合	受給資格がなくなった場合	住所･氏名･口座等に変更があった場合	証書をなくした場合	本人または児童が受けることができる公的年金等の額が変更になった場合

また、所得や就労状況等を確認するため、**毎年8月1日から8月31日までに「現況届」を提出**してください。**これを提出しないと手当は支給されません。**２年間提出をしないと「時効」で資格がなくなります。

※どんな時に届出をしたらよいか分からない時には、ご自分だけで判断せずに、お問い合せ先までお気軽にお電話ください。

７　手当をもらう資格がなくなるのはどんな時？

次のような場合は手当を受ける資格がなくなりますので、速やかに届け出てください。

資格がなくなってから受給された手当は全額返還しなければなりません。

（１）児童が１８歳に達する日以降の年度の最初の３月３１日（障害があるときは２０歳）になったとき
（２）手当を受けている母又は父が婚姻したとき（法律上の婚姻だけでなく、内縁関係や生計を共にしたときも含む）
（３）遺棄していた父又は母から連絡・訪問・送金があったとき
（４）刑務所に拘禁されている父又は母が出所したとき（仮出所も含む）
（５）児童が父又は母と生計を共にするようになったとき
（６）児童が施設に入所したとき
（７）養育者が児童と別居するようになったとき
（８）児童が死亡したとき

８　その他

事実をいつわり、または不正な手段で手当を受けた場合は、3年以下の懲役または30万以下の罰金に処せられます。

どんなささいなことでも構いませんので、児童扶養手当について分からないことなどありましたら、ご自分だけで判断せずに、まずは下記お問い合せ先までお気軽にお電話下さい。

お問い合せ先
〒０３７－８６８６　五所川原市字布屋町４１番地１
電話　０１７３－３５－２１１１（代表）
五所川原市　福祉部　子育て支援課　手当医療係　内線２４８２
金木総合支所　総合窓口係　内線３１３３
市浦総合支所　総合窓口係　内線４０６６
開庁時間及び電話受付時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで　※土・日・祝日を除く